

あいざわアセットマネジメント株式会社による たましま地域活性化投資事業有限責任組合 (愛称：たましまファンド) 設定のお知らせ

あいざわアセットマネジメント株式会社（東京都港区）は、当社として初となる地域活性化ファンド、たましま地域活性化投資事業有限責任組合（以下、たましまファンド）を設定し、2025年11月14日にファースト・クローズ（一次投資家受入を完了）、2025年12月19日にセカンド・クローズ（二次投資家受入を完了）を迎えました。これまでに、外部投資家としてアイザワ・インベストメンツ株式会社様、株式会社こどもの森様、七島信用組合様、西武信用金庫様、西武鉄道株式会社様、株式会社立飛ホールディングス様、多摩信用金庫様、東京都様（五十音順）にご賛同頂きました。

たましまファンドは、東京都多摩地域・島嶼部の中小企業に投資を行い、地域振興と産業発展を支援します。投資対象は、事業承継に課題を抱える企業やイノベーションを推進するスタートアップ企業を中心であり、地域経済の持続的成長と新たな価値創出に貢献してまいります。また、一般的な経済リターンのみを追求する従来型ファンドとは一線を画し、投資先企業や地域社会の声に真摯に耳を傾け、課題解決に取り組む方針を掲げております。

当社は、たましまファンドを通じて、地域企業の持続的成長と地域経済の活性化を目的に、三つの機能をご提供いたします。第一に、事業承継問題を抱える企業に対し、円滑な事業承継や事業承継を契機とした新たな事業展開の支援、さらに事業の合併や同業者等による買取を通じた経営者のサポートを行います。第二に、地域に関するスタートアップの成長支援を推進し、当社が培った知見を最大限活用してイノベーション創出に貢献します。第三に、地域・産業振興に資する事業投資を行い、観光、医療、介護、製造業、農業など持続可能な社会づくりに資する幅広い分野への投資を通じて、地域資源の有効活用と経済発展を目指します。

当社は、Ariake Secondary Fundシリーズを通じ、国内外のLP持分および未上場株式への投資を累計95件実行してまいりました。これまで培った豊富な実績と専門的知見を基盤に、今後も投資家の皆様に持続的な価値を提供してまいります。

今回のたましまファンド設立にあたり、当社はご賛同いただく投資家の皆様と共に、Ariake Secondary Fundシリーズで培った実績と知見を地域に還元してまいります。地域ファンドとして地域振興を重視する一方、投資家の皆様からお預かりした資金の健全な運用と資産価値の保全に注力し、持続的なリターンの創出に努めてまいります。

< 関連リンク >

以上

東京都様プレスリリース：

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/press-tamashima-080108-pdf>

< 本件に関するお問い合わせ先 >

あいざわアセットマネジメント株式会社 クライアント・ソリューション部

TEL : 03-6263-9690 Email : clientsolutions@aizawa-am.co.jp

≡ アイザワ証券グループ



あいざわアセットマネジメント
AIZAWA ASSET MANAGEMENT

あいざわアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2076号

<https://www.aizawa-am.co.jp/>

加入協会：

一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会
一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会

Alternative Investment Management Association

社名

あいざわアセットマネジメント株式会社
Aizawa Asset Management Co., Ltd.

住所

〒105-7307 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階
TEL: 03-6263-9690, FAX: 03-6263-9679, E-Mail: aizawa-info@aizawa-am.co.jp

業務内容

投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業

登録番号：関東財務局長（金商）第2076号（2008年10月31日）

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会／
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会／一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会／
Alternative Investment Management Association

リスクについて

当社の投資顧問業務、投資一任業務で取り扱っている有価証券、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引（以下、総称して「金融商品」という）は、一般的には次のリスクを含んでおり、投資元本の欠損が生じる恐れがあるほか、当初元本を上回る損失を生じる恐れがあります。

- ① 価格変動リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他指標に係る変動を要因とするリスク）
- ② 信用リスク（有価証券の発行者その他の者、相対取引における相手方の経営・財務状況の変化を原因とするリスク）
- ③ 流動性リスク（金融商品市場に十分な取引量がないため、金融商品を期待された価格で取引できない、または資金化に時間がかかるリスク）
- ④ その他、具体的な運用内容により特定のリスクが発生する場合があります。

手数料について**1. 当社にお支払いただく手数料**

投資顧問契約・投資一任契約による報酬（投資顧問料）は、基本報酬と成功報酬との2種類から成り、お客様との個別の交渉により、原則として下記の範囲で決められるものとします（投資顧問契約は基本報酬のみで決められる場合もあります）。

基本報酬契約資産額に対して年率0.5%から5%。但し、定額とすることもあります。

成功報酬契約期間における契約資産の時価評価による増加額（運用利益）の10%から35%。但し、継続契約の場合で、前期以前に累積した契約資産の減少額（運用損失）がある場合、これが解消されるまで成功報酬は受領しません。

（注1） いずれも消費税抜きです。

（注2） 支払時期は、原則として、基本報酬は月次、成功報酬は年次とします。

尚、お客様と契約した資産を、当社が運用指図するファンドに投資する場合にお客様からいただく投資顧問報酬については、当社が当該ファンドから受取る運用報酬を考慮した調整を行います（この場合の投資顧問報酬は、当社が運用指図するファンドに投資する割合によって異なるため、事前に料率や上限額等を表示することができません）。

また、契約資産の性質、運用手法等により、お客様と協議の上、別途手数料をいただく場合があります。

2. その他にご負担いただく費用

一般的に次の費用を運用財産を通じてご負担いただきます。

- ① 投資対象であるファンド等の組成および受益権の募集に関連する弁護士費用、会計および一般事務費用
- ② 投資対象であるファンド等の有価証券等投資に関連する費用（有価証券の買付け又は売付けを行う際の手数料、貸株契約手数料、借方残高または借入金に対する利息、投資プログラムにつき利用されるシステム、リサーチに係る費用等）
- ③ 投資対象であるファンド等の管理に係る費用（会計、監査、一般事務管理にかかる費用および弁護士費用、またはその活動に関連する調査費用、ならびに既存・見込投資家に対して報告を行い、情報を提供する費用）
- ④ 投資対象であるファンド等が負担する運用報酬

このほか、お客様が信託銀行等に委託した信託財産を通して投資する場合には、信託報酬がかかります。

その他重要な事項**投資一任契約について**

投資一任契約は、お客様と契約した資産の運用に関し、お客様があらかじめ運用の基本方針を定めた上で、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を当社に一任するとともに、投資を行うのに必要な権限を当社に委任する契約です。

ご留意事項

本資料は情報提供のみを目的に作成されたものであり、有価証券等の販売・勧誘を目的に提供されるものではありません。本資料の一部または全部をあいざわアセットマネジメントの書面による許可なくして第三者に再配布または閲覧させることを禁じます。本資料は当該ファンドの運用状況およびポートフォリオ構成について作成時点において信頼に足ると判断した情報に基づいた推定値を掲載しておりますが、あいざわアセットマネジメントはその正確性、完全性を保証するものではありません。